

# 鹿児島県における令和3年度PRTRデータの集計結果の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくPRTR制度により集計された化学物質の環境への排出量・移動量等について、鹿児島県内の概況を取りまとめました。

## 1 届出状況

事業所からの届出件数は437件（全国の1.3%、全国32,729件）で、前年度と同件数でした。業種別の届出状況は、表1のとおりです。

表1 業種別届出状況

業種	届出数	業種	届出数	
金属鉱業	2	電気業	23	
製造業	食料品製造業	11	下水道業	23
	飲料・たばこ・飼料製造業	8	倉庫業	4
	酒類製造業	2	石油卸売業	13
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	燃料小売業	252
	化学工業	5	洗濯業	1
	農薬製造業	1	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）	33
	石油製品・石炭製品製造業	7	産業廃棄物処分業	10
	プラスチック製品製造業	1	特別管理産業廃棄物処分業	1
	窯業・土石製品製造業	2	医療業	2
	非鉄金属製造業	3	高等教育機関	2
	金属製品製造業	3	自然科学研究所	3
	一般機械器具製造業	3	繊維工業	1
	電気機械器具製造業	14		
	輸送用機械器具製造業	2		
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3		
	その他の製造業	1	合計	437

## 2 届出排出量・移動量の概要

### (1) 届出排出量・移動量

令和3年度における総届出排出量・移動量は683トン（全国の0.18%、全国383,660トン）、うち総届出排出量は510トン（全国の0.41%、全国125,095トン）、総届出移動量は173トン（全国の0.07%、全国258,565トン）となっています。

総届出排出量：510トン	— 大気への排出	412トン
	— 公共用水域への排出	97トン
	— 土壌への排出	0.9トン
	— 埋立処分	0トン
総届出移動量：173トン	— 下水道への移動	0.013トン
	— 事業所外への廃棄物としての移動	173トン

総届出排出量510トンのうち、環境への排出先としては大気への排出が412トンと最も多く、次いで公共用水域への排出が97トンとなりました。令和3年度の総届出排出量は、令和2年度と比較して44トン増加しました（図1）。

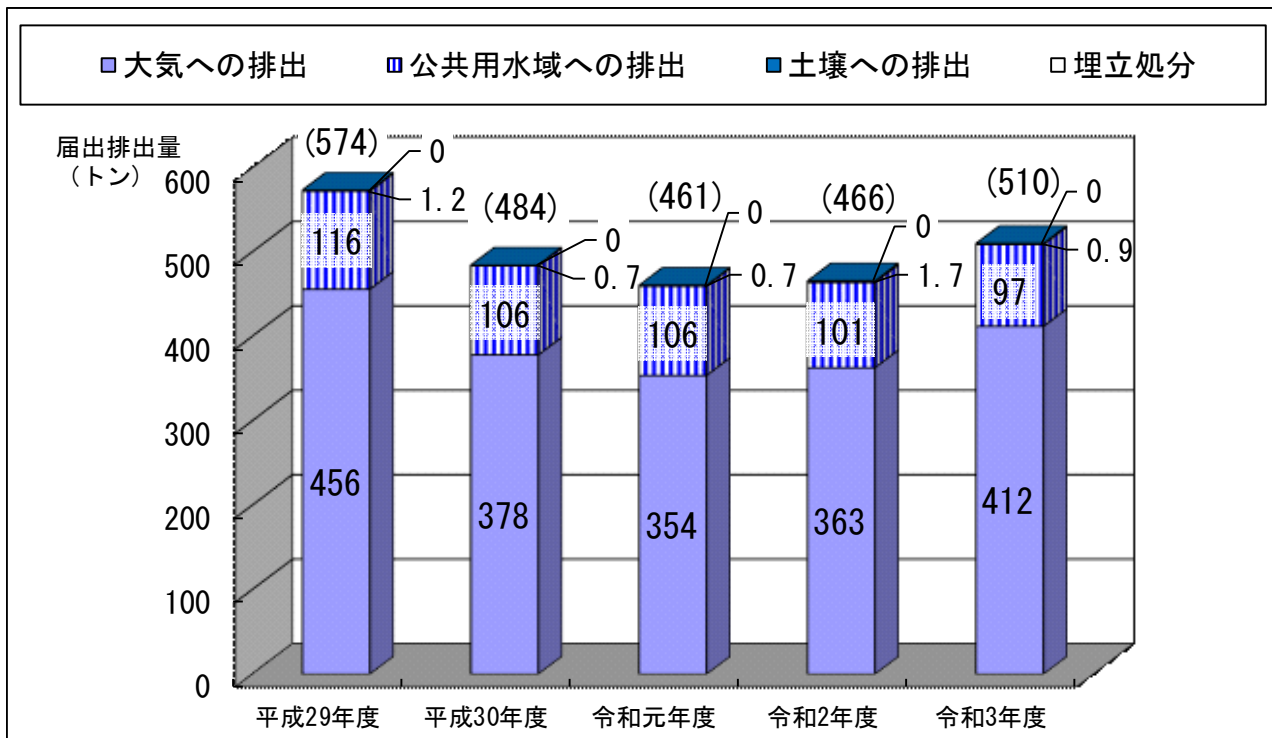


図1 本県の届出排出量の推移

(注) 括弧書きで示した各年度の合計と内訳の合計は、端数処理の関係で異なる場合があります。

(2) 届出排出量・移動量の多い物質

届出があったのは84物質で、そのうち排出量・移動量の合計が多かった上位10物質は表2及び図2のとおりです。排出量・移動量の合計はトルエンが最も多く、次いでほう素化合物、ノルマルーヘキサンの順となりました。

表2 本県及び全国の届出排出量・移動量の上位10物質とその量

順位	鹿児島県			全国		
	物質名	届出排出量・移動量合計(トン/年)	届出量全体の合計に占める割合	物質名	届出排出量・移動量合計(トン/年)	届出量全体の合計に占める割合
1	トルエン	297	43.5%	トルエン	89,333	23.3%
2	ほう素化合物	80	11.8%	マンガン及びその化合物	66,841	17.4%
3	ノルマルーヘキサン	52	7.7%	キシレン	27,283	7.1%
4	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	48	7.0%	クロム及び三価クロム化合物	26,530	6.9%
5	キシレン	44	6.5%	エチルベンゼン	17,760	4.6%
6	2-アミノエタノール	22	3.2%	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	14,974	3.9%
7	エチルベンゼン	18	2.6%	ノルマルーヘキサン	13,870	3.6%
8	石綿	16	2.3%	N, N-ジメチルホルムアミド	10,103	2.6%
9	ふっ化水素及びその水溶性塩	14	2.1%	ふっ化水素及びその水溶性塩	9,804	2.6%
10	N, N-ジメチルホルムアミド	13	1.9%	塩化第二鉄	8,082	2.1%
	上位10物質の合計	606	88.7%	上位10物質の合計	284,581	74.2%
	合計	683	—	合計	383,660	—

(注) 各化学物質ごとの合計と全体の合計は、端数処理の関係で異なる場合があります。

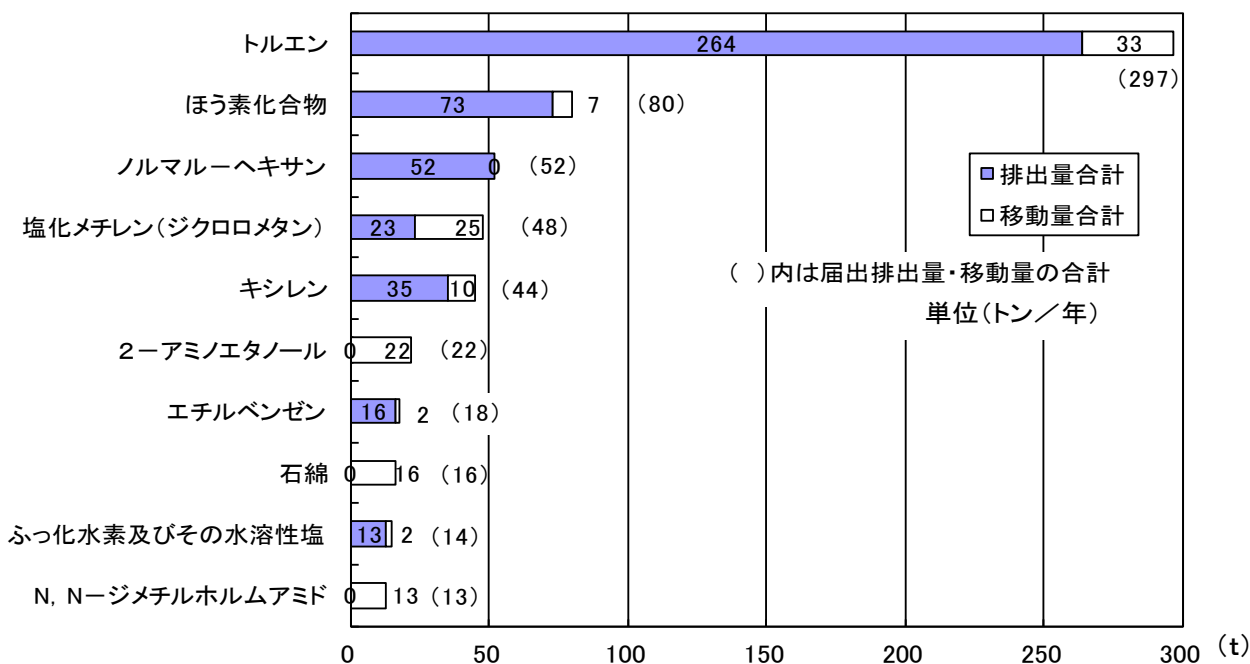


図2 本県の届出排出量・移動量の上位10物質とその量

(注) 各化学物質ごとの括弧書きの合計と内訳の合計は、端数処理の関係で異なる場合があります。

(図2の補足説明)

- ・トルエン、ノルマルーヘキサン、キシレンは大気への排出量が多い。  
(主な用途：溶剤、ガソリン成分)
- ・ほう素化合物は公共用水域への排出が多い。(主な用途：金属の還元剤)
- ・塩化メチレンは、廃棄物としての移動量及び大気への排出量が多い。(主な用途：洗浄剤)

### 3 届出外排出量・届出排出量の概要

#### (1) 届出外排出量及び届出排出量

経済産業省及び環境省が推計を行った令和3年度の届出外排出量は表3のとおりです。

本県の届出外排出量は4,517トンで、排出量合計の約90%を占めています。この割合は、全国の割合(60.0%)に比べて高くなっています。

届出外排出量と届出排出量を合計すると5,026トンとなり、令和3年度は令和2年度と比較して121トン減少しました。

	届出外排出量					届出排出量	排出量合計
	対象業種	非対象業種	家庭	移動体	小計		
鹿児島県(トン/年)	450	2,523	652	892	4,517	510	5,026
構成比	8.9%	50.2%	13.0%	17.8%	89.9%	10.1%	—
全国(トン/年)	39,846	61,289	32,183	54,358	187,676	125,095	312,771
構成比	12.7%	19.6%	10.3%	17.4%	60.0%	40.0%	—

表3 本県及び全国の届出外排出量と届出排出量

(注) 各項目ごとの数値の合計と「排出量合計」は、端数処理の関係で異なる場合があります。

<用語の説明>

対象業種からの届出外排出量：対象業種の事業者で、常時使用の従業員数が20人以下であったり、対象化学物質の年間取扱量が1トン未満であるなどの理由で、届出対象外となった対象化学物質の排出量。

非対象業種からの届出外排出量：届出の対象となっていない業種を営む事業者からの対象化学物質の排出量。例：農業や建設業など

家庭からの届出外排出量：一般家庭における殺虫剤、洗剤などの家庭用製品の使用に伴う排出量。

移動体からの届出外排出量：自動車、二輪車、特殊自動車、船舶、鉄道車両、航空機などの移動体の運行に伴う排出量。

(2) 排出量合計（届出排出量＋届出外排出量）の多い物質

本県における届出排出量と届出外排出量の合計上位10物質は、図3のとおりです。

上位10物質の合計は3,984トンで、排出量全体の79.0%にあたります。

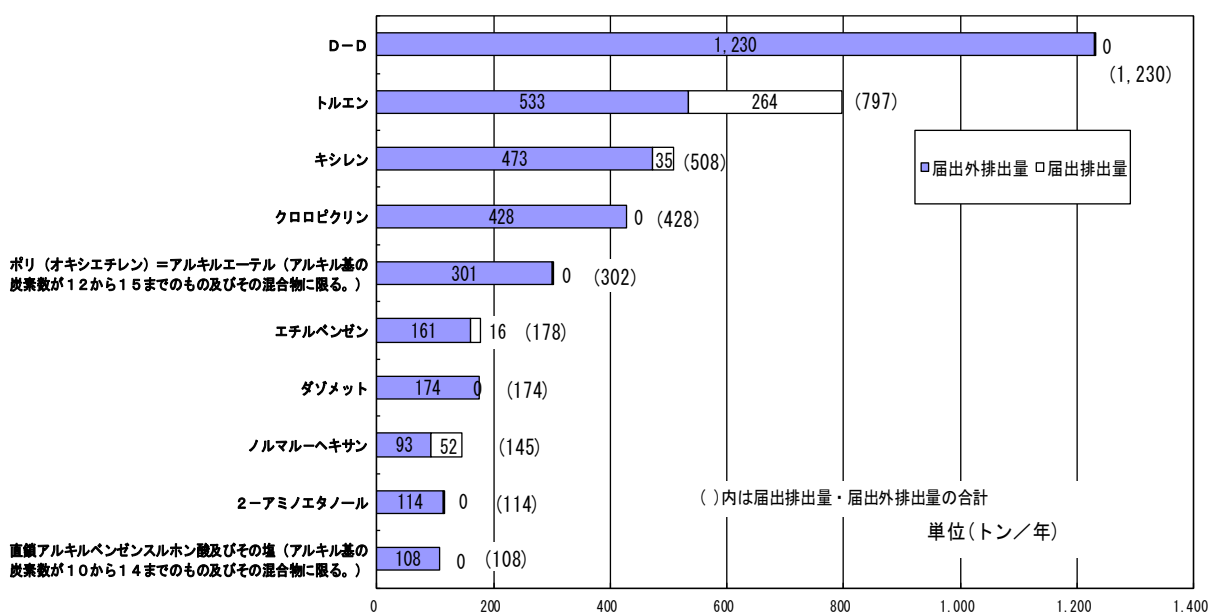


図3 本県における届出外排出量と届出排出量の合計上位10物質

(注) 各化学物質ごとの括弧書きの合計と内訳の合計は、端数処理の関係で異なる場合があります。

(図3の補足説明：主な用途)

- ・ D-D：農薬（殺虫剤）
- ・ トルエン：ガソリン成分，溶剤
- ・ キシレン：ガソリン・灯油成分，溶剤
- ・ クロロピクリン：農薬（殺虫剤）
- ・ ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル：洗剤等に含まれる界面活性剤